



■ 保険金のお支払事由について

この保険で支払われる保険金は以下のとおりです。保険金をお支払いできない場合もあります。詳しくは「ご契約のしおり／約款」を必ずご覧ください。

保険金	支払事由	受取人	免責事由
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金受取人	・責任開始日(復活日)から3年以内の自殺によるとき ・保険契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ・戦争その他の変乱によるとき*
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に傷害または疾病により高度障害状態に該当されたとき	被保険者 ※ただし、保険契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人の場合は保険契約者	・保険契約者または被保険者の故意によるとき ・被保険者の犯罪行為によるとき ・戦争その他の変乱によるとき*

* 該当する被保険者の数によっては、全額をお支払いしたり、削減してお支払いすることがあります。死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いいたしません。

【保険料払込の免除について】

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態に該当されたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

■ 契約年齢／保険期間・保険料払込期間

- ・契約年齢：18歳～70歳
- ・保険期間、保険料払込期間：45歳および67歳～81歳満了

■ 解約返戻金について

- ・ご契約を途中で解約されると解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険期間・経過年数などにより異なります。
- ・契約時に低解約返戻金特則を付加したご契約の解約などの場合、解約などの時期および保険料の払込方法にかかわらず、保険料の未経過分のお支払いはありません。
- ・低解約返戻金特則を付加したご契約については、ご契約者が指定した低解約返戻金期間および低解約返戻金割合にもとづいて解約返戻金の水準を低く設定し、これを保険料に反映しています。低解約返戻金期間中の解約返戻金額は、低解約返戻金特則を付加しない場合の解約返戻金額に、低解約返戻金割合を乗じた金額となります。

■ 払済終身保険への変更について

保険料払込期間中、将来の保険料の払込を中止し、払済終身保険に変更することができます。

■ 高額割引制度

基本保険金額が5,000万円以上の場合に高額割引制度が適用されます。また、基本保険金額が1億円以上の場合には、さらに保険料が割引になります。

■ 保険料の一括払または前納制度

将来の保険料の一括払または前納を取り扱います。

■ 付加できる特約について

- ・リビングニーズ特約 ・指定代理請求特約*
- * 指定代理請求特約は契約者が法人の場合は付加できません(個人事業主の場合は付加できます)。詳しくは「ご契約のしおり／約款」を必ずご覧ください。

■ お申込みの撤回(クーリング・オフ)について

- つぎの場合には、お申込みの撤回等のお取り扱いができません。
- ・契約者が法人のとき、または当該保険契約が営業もしくは事業のために締結する保険契約であるとき
- ・マニユライフ生命指定の医師による診査を受けられたとき
- ・当該保険契約が債務の履行の担保のための保険契約であるとき

■ その他ご注意

- ・この保険は、無配当保険のため配当金はありません。
- ・この保険は、更新のお取り扱いはありません。

このパンフレットの内容は、平成28年4月現在の税制、および税務当局が発表している資料に基づいており、今後、変更される可能性があるためご注意ください。また、個別の税務などの詳細につきましては所轄税務署や税理士など、専門家にご確認ください。

弊社の担当者(生命保険募集人)は、お客様と弊社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客様が生命保険募集人の権限等に関しまして、確認をご希望される際には、ご遠慮なく下記のマニユライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

マニユライフ生命保険株式会社

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2
東京オペラシティタワー30階

コールセンター 0120-063-730

受付時間／月～金 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く)

www.manulife.co.jp

2016年4月作成

●担当は



発展する「会社」に、成長する「安心」を。

商品パンフレット

「ご契約の概要」「重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり／約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な知識などについてご説明しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

マニユライフ生命保険株式会社

2016年4月

会社の成長とともに重くなっていく経営者の責任に対応して、保障が増えていくタイプの保険です。



特長 1 保険金額が段階的に大きくなります。

- 第1保険期間経過後、保険金額が段階的に大きくなり、最大で基本保険金額の5倍になります。会社の成長とともに重くなる経営者の責任に対応します。
- 第1保険期間および基本保険金額は、所定の範囲内でニーズに合わせてお選びいただけます。

特長 2 保険料の2分の1が損金に算入できます。(前半6割の期間)

(契約者・死亡保険金受取人が法人の場合)

- 保険期間の前半6割の期間は保険料の1/2を損金に算入し、残りを資産計上します。
- 保険期間の後半4割の期間は、支払保険料全額を損金に算入するとともに、資産計上した前払保険料を後半4割の期間で按分して損金算入します。

法人税基本通達9-3-5、同2-2-14、昭和62年6月16日付直法2-2(平成8年7月4日付課法2-3、平成20年2月28日課法2-3課審5-18により改正)

- ◆ ご契約内容によっては、お払いいただいた保険料を全額損金に算入できることもあります。
- ◆ 平成28年4月現在の税制に基づいています。税制は将来変更される可能性があります。
- ◆ 個別のお取り扱いにつきましては、税務署や税理士など専門家にご確認ください。

特長 3 解約返戻金を活用できます。

- 解約返戻金は経営者の役員退職慰労金や、いざというときの資金繰りに活用することができます。
- 「契約者貸付制度」をご利用いただければ、保障を継続したまま、解約返戻金の一定割合まで速やかにお借り入れいただくことが可能なので、急な資金ニーズに対応できます。

- ◆ 解約返戻金は保険期間満了時にゼロになります。また、解約した場合、以降の保障はなくなります。
- ◆ 保険期間の満了前3年間は契約者貸付制度をご利用いただけません。
- ◆ 契約者貸付制度のご利用には所定の条件を満たしている必要があります。

* 契約者貸付には、所定の利率で利息がかかります(複利計算)。利率については、マニュアル生命のホームページをご覧ください。

特長 4 低解約返戻金特則を付加できます。

- 「低解約返戻金特則」とは、ご契約当初(低解約返戻金期間)の解約返戻金を低く抑えることで、割安な保険料で充実した保障を確保できる特則です。

〈低解約返戻金特則について〉

- ◆ 低解約返戻金特則を付加する場合の低解約返戻金期間は次のとおりです。
・第1保険期間が5年の場合…4年 ・第1保険期間が7年以上の場合…「第1保険期間-2」年
- ◆ 低解約返戻金期間中の解約返戻金額は、低解約返戻金特則を付加しない場合の解約返戻金額に下表の低解約返戻金割合を乗じた金額となります(第1保険年度の解約返戻金はありません)。
- ◆ 低解約返戻金特則を付加した場合の保険料は、付加しない場合の保険料と比べ割安となります。

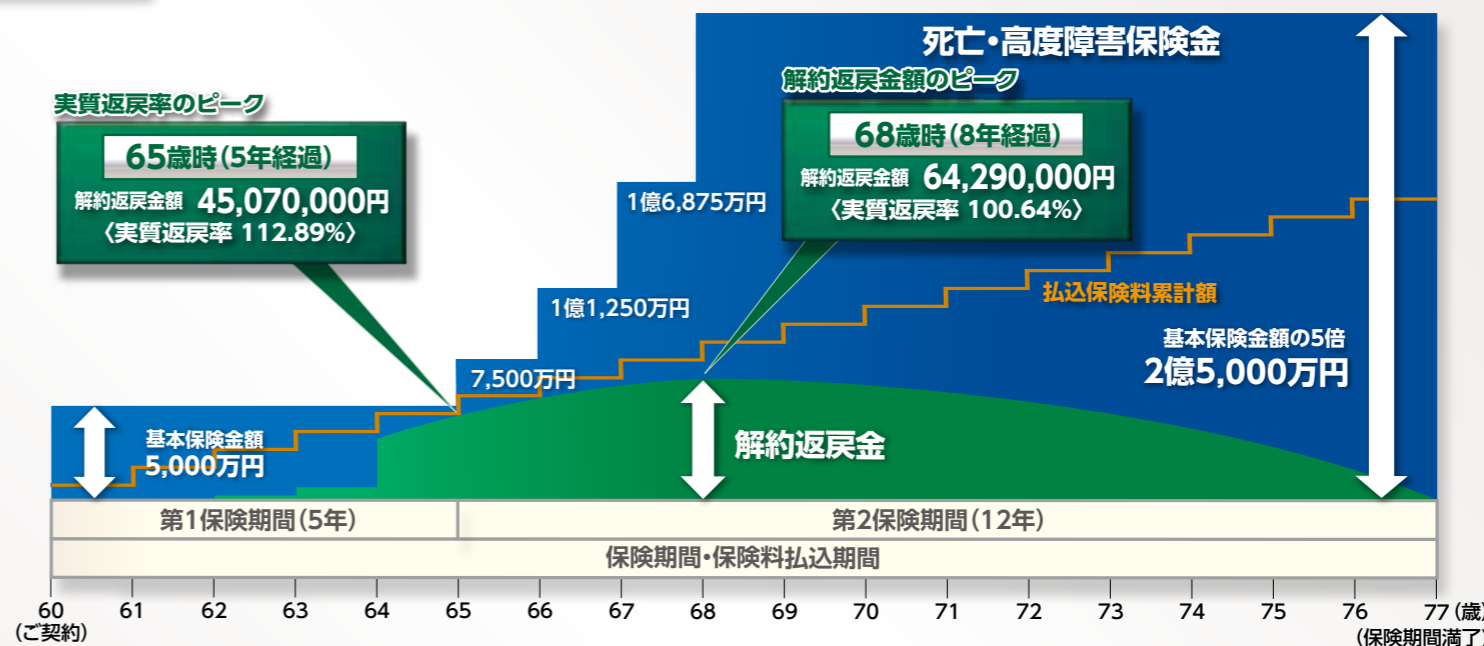
■ 低解約返戻金割合

保険年度*	低解約返戻金期間 4年の場合	低解約返戻金期間 5年以上の場合
第1保険年度	0%	0%
第2保険年度	5%	30%
第3保険年度	10%	60%
第4保険年度	15%	90%
第5保険年度以降 低解約返戻金期間終了時まで	-	90%

* 保険年度とは、契約日から起算して毎1年をいいます。

ご契約例

- 契約者/法人 ■ 被保険者/経営者(60歳・男性) ■ 死亡保険金受取人/法人 ■ 保険期間・保険料払込期間/17年(77歳満了)
- 第1保険期間/5年 ■ 基本保険金額/5,000万円 ■ 年払保険料/9,608,900円 ■ 低解約返戻金特則を付加



■ 上記ご契約例の解約返戻金額・実質返戻率等の推移(実効税率33.8%の場合)

経過年数 年齢	1年 61歳	2年 62歳	3年 63歳	4年 64歳	5年 65歳	10年 70歳	15年 75歳
死亡・高度障害保険金額	50,000,000円	50,000,000円	50,000,000円	50,000,000円	50,000,000円	250,000,000円	250,000,000円
払込保険料累計額 A	9,608,900円	19,217,800円	28,826,700円	38,435,600円	48,044,500円	96,089,000円	144,133,500円
解約返戻金額 B	0円	745,000円	2,445,000円	5,120,000円	45,070,000円	60,420,000円	28,685,000円
返戻率 B/A	0.00%	3.88%	8.48%	13.32%	93.81%	62.88%	19.90%
損金算入額累計 C	4,804,450円	9,608,900円	14,413,350円	19,217,800円	24,022,250円	48,044,500円	130,406,500円
資産計上額累計	4,804,450円	9,608,900円	14,413,350円	19,217,800円	24,022,250円	48,044,500円	13,727,000円
効果額累計 D=C×実効税率	1,623,904円	3,247,808円	4,871,712円	6,495,616円	8,119,521円	16,239,041円	44,077,397円
実質負担額累計 E=A-D	7,984,996円	15,969,992円	23,954,988円	31,939,984円	39,924,979円	79,849,959円	100,056,103円
実質返戻率 B/E	0.00%	4.66%	10.21%	16.03%	112.89%	75.67%	28.67%

- このページに表示している「払込保険料累計額」「解約返戻金額」「返戻率」などの数値は、ご契約時の契約内容および税制が表示の経過年数に達するまで変更なく継続したものと算出しています。また、解約時に支払われる解約返戻金等による益金算入額は一切考慮していません。
- 表示の数値は、経過年数の末日における数値です。 ● 解約返戻金額、保険料などにつきましては、「ご契約の概要」などでご確認ください。
- 返戻率は、小数第3位を四捨五入して表示しています。 ● 「実効税率」は、仮の数値です。お客様の実際の実効税率とは異なる場合があります。
- 将来、税制が変更になる場合がありますのでご注意ください。

「終身保険」に変更することもできます。

- ◆ 保険期間中に解約返戻金をもとに、保険料払込済の「終身保険」に変更することもできます。「終身保険」とすることで、経営者の一生涯の安心を確保することができます。
 - ◆ 「終身保険」は、経営者の相続対策にご活用いただくこともできます。
 - ◆ 保険料払込済とすることで、以後、保険料を負担する必要はなくなります。
 - ◆ 変更後の解約返戻金は、減額等がない限り減ることはありません。
 - ◆ 変更と同時に契約者を法人から経営者個人に変更した場合、その時点の解約返戻金額が経営者の所得(勇退と同時にあれば退職所得)となり、所得税の対象となります。
- * 払済終身保険に変更した場合の税務上の取り扱いは、原則として洗替処理を行います。
* 条件によっては、払済終身保険への変更をお取り扱いできない場合があります。

